

## 令和3年度愛知県PCR等検査無料化事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 愛知県PCR等検査無料化事業費補助金(以下「補助金」という。)は、新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査に対する支援等に要する費用に対し、予算の範囲内において事業者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この要綱において交付の対象は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設方針について」(令和3年12月20日(最終改正 令和4年1月19日)内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡)に基づき、次に掲げる事業について本県に登録された事業者(以下「補助事業者」という。)に補助金を交付する。

#### (1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

健康上の理由等(12歳未満であることを含む)により新型コロナワクチンを接種できない者のうち、新型コロナウイルス感染症症状が出ていない者が経済社会活動を行うにあたり、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取り組みにおいて必要な検査に要する費用を無料とするための事業。

#### (2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、「不安を感じる無症状者は検査を受けること」の旨を協力要請した場合、これに応じて住民が受検する検査に要する費用を無料とするための事業。

ただし、次に掲げる事業は、補助事業の対象としないものとする。

- (1) 会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に対して実施する検査事業
  - (2) 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、施設を整備した箇所に行う補助事業
  - (3) 個人の資産を形成する事業
  - (4) 別に定める期限までに実施されない事業
- 2 補助の区分、補助額及び対象経費は別表1で算出された額を交付額とする。

(交付の対象外費用)

第3条 次に掲げる費用については、交付の対象外とする。

- (1) 人件費(検査管理者等)
- (2) 用地取得に要する費用
- (3) 貸付金・保証金
- (4) 本要綱に定める対象事業の実施と関連しない費用

(交付申請及び実績報告書等)

第4条 規則第3条の規定による交付申請は様式1の補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書に添付書類を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出は事業の完了後、速やかに行うこととする。
- 3 補助事業者は、前項の申請書において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に定める実績報告は、前条第1項に定める書類をもって代えるものとする。

(補助金の交付の決定、支払い及び通知等)

第6条 知事は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、場合によっては現地調査等を行い、交付の適否を審査し、交付金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定の通知は、交付対象者への補助金の入金をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により交付をしない決定をした時は、愛知県PCR等検査無料化事業費補助金不交付通知書(様式2)により、申請者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式3の消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(一括下請負の禁止)

第8条 補助事業者は、補助事業を行うためにPCR等検査を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該事業を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(情報管理及び秘密保持)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保管しておかなければならない。

(他の補助金との重複の禁止)

第12条 補助事業者は、補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(実施細則)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月23日から施行し、同日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年1月26日から施行し、同日から適用する。